

緊急事態と相談窓口

緊急通報用電話番号

相談窓口

ドメスティック・バイオレンス

緊急通報用電話番号

緊急通報用電話番号は、24時間、電話を受け付けています。三桁の緊急番号はフリーダイヤルです。その他の番号は、通常、通話料がかかります。

総合緊急通報：112

この番号に電話をかけると、警察の緊急通報センターにつながります。担当官が通報の内容から、該当局に情報を伝えます（消防署など）。

警察：117

警察の緊急通報センターにつながります。

消防署：118

消防指令センターへつながります。

緊急処置・救急車：144

救急指令センターへつながります。

144番の利用は、即急に対応が必要な場合、救急車が必要な場合、または、状況の判断ができない場合（事故に遭ったなど）のみに限ります。

これ以外の問題は、まず、かかりつけ医に連絡してください。受付時間外でも、緊急対応する医師が必ずいます。救急に応じる医師の情報は、かかりつけ医の留守番電話や、地方の情報誌、新聞などで得ることができます。命にかかわる状況でなければ医療救急センター（MNZ）にも連絡できます。電話番号は061 261 15 15です。同センターでは、医療処置に関する相談や、該当する最寄りの窓口（医師や病院など）の連絡先の情報を提供しています。患者が直接、救急窓口（病院または救急センター）を訪れることもできます。

救急薬局：061 263 75 75

この番号にかけるとBasel-Landschaft、Basel-Landschaft州およびBasel-Stadt州のどの薬局が救急サービスをおこなっているか知ることができます（救急薬局Notfallapotheke = Notfallapotheke）。救急薬局は、通常、営業時間外にも対応します。

救急歯科：061 261 15 15

この番号にかけるとBasel-Landschaft、Basel-Landschaft州のどの歯科医が緊急サービスをおこなっているか知ることができます。

毒物救急番号：145

毒物を飲んでしまった、または、その可能性がある場合は、こちらの番号で、医師および専門家が対応し、処置方法を説明します。命に関わるような症状の場合は、すぐに144番に通報してください。Tox Info。Tox Info のウェブサイトには毒物および毒物中毒についての幅広い情報が掲載されています。

相談窓口（大人専用）：143

「143番」（支援センター Dargebotene Hand）は、誰かに悩みを打ち明けてほしい人のための窓口です（ドイツ語、フランス語、イタリア語に対応）。危機的な状況に陥っている場合だけでなく、難しい状況にあたり、不安なことがある場合など、さまざまな悩みに応じます。会話は秘密厳守、匿名でおこないます。希望があれば、援助を受けられる該当の施設やサービスの情報も提供しています。メールやチャットでの相談も可能です。

相談窓口（子ども・青少年専用）：147

「147番」は、誰かに悩みを打ち明けてほしい子ども、青少年のための窓口です（ドイツ語、フランス語、イタリア語に対応）。危機的な状況に陥っている場合だけでなく、難しい状況にあたり、不安なことがある場合など、さまざまな悩みに、24時間、専門家が対応します。会話は秘密厳守、匿名でおこないます。メール[SMS]、SMS、チャットでの相談も可能です。

子育て緊急相談室：0848 35 45 55

子育て緊急相談室 Elternotruf（Elternotruf）では、親や関係者の子育てに関する相談に専門家が応じます。子育てに耐えられなくなったり、子育てを重荷に感じる、または、自分の子や他者の子の心配があるときは、相談してください。自分の子または他者の子が精神的・身体的虐待の被害者であると懸念されるときも、こちらの番号に連絡してください。会話は秘密厳守、希望があれば匿名でおこないます。メールでの相談も可能です。子育て緊急相談室では医療に関する質問には応じることができません。

家庭内暴力（女性専用）：061 681 66 33

両バーゼル準州共通のフラウエンハウス Frauenhaus（Frauenhaus）とよばれる女性専用シェルターでは、24時間態勢で、家庭内暴力の被害を受けている女性の相談に応じ、支援をしています。相談は秘密厳守、希望により匿名でおこなわれます。男性被害者も含め、家庭内暴力に関する詳細、相談窓口や電話相談の連絡先などは本ウェブサイト hallo-baselland.ch のドメスティック・バイオレンスの項目をご覧ください。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselland.ch/ja/emergencies-and-counselling-services/emergency-numbers

相談窓口

相談窓口には、一般的な質問に応じるものから、一つのテーマや生活分野を専門とするものなどがあります。相談窓口の種類は居住地によって異なります。通常、初回相談料は無料、その後も費用がかからない窓口が多くあります。他言語の相談に応じる窓口もあります。

一般相談窓口

プラッテルン市にある外国人サービス (ald)が移民のための総合相談窓口となっています。ここではスイスの日常生活に関する一般的な質問に応じ、また、専門の相談窓口を探すサポートをしています。自分のレベルに合ったドイツ語コースやインテグレーションプログラムを探している場合も、こちらでご相談ください。事前に伝えておけば、他言語での相談（面談および電話）も可能です。情報案内や相談は無料です□Anlaufstelle Baselland。Anlaufstelle Basellandでは庇護権や外国人の権利に関する情報全般を提供しています。

そのほか特定の外国語で応じたり、地域に特化した情報を提供する窓口もあります。また、母国語での情報を入手するには、移民コミュニティが運営するクラブに問い合わせるのもよいでしょう。

地方自治体 ・ 市

お住まいの地域当局（地方自治体=Gemeindeverwaltung□、市=Stadtverwaltung)が、多くの場合、最も身近な窓口となるでしょう。職員が直接質問に応じるか専門の相談窓口を紹介します□Basel-Landschaft。Basel-Landschaft州の全ての自治体がウェブサイト을設けており、連絡先、受付時間、その他情報を提供しています。一部、相談窓口やインテグレーションプログラムのリストを掲載している自治体もあります。

専門相談窓口

バーゼル地方には一つのテーマや生活分野を専門とした相談窓口があります。専門分野には以下が挙げられます：年齢、仕事、滞在許可、教育、結婚・離婚、子育て、家族、お金（借金・資金）、健康、家庭内暴力、インテグレーション、精神的な問題、幼児のケア、妊娠、性、中毒、社会問題など。専門相談窓口の種類は地域によって異なります。内容により両バーゼル準州で組織されているものもあり、その場合は主にBasel-Stadtに窓口が設けられています。事前にBasel-Landschaft州の住民もサービスを受けられるかどうかをウェブサイトで確認してください。初回相談料は通常、無料です。一部の専門相談窓口の連絡先は、本ウェブサイトhallo-baselland.chの各トピックのページに掲載されています。適切な窓口についてはバーゼルラント外国人サービスaldやお住まいの自治体当局に問い合わせることもできます。

ドイツ語がまだ不自由な場合は、事前に通訳についての情報を確認してください。他言語の相談がある場合、窓口が通訳を手配してくれる場合、あるいは自分で通訳を同伴する場合など様々です。

人種差別

Basel-Landschaft州およびBasel-Stadt州は差別や人種偏見による不当な干渉を受けた人、またはそのような差別を目撃した人のための相談窓口 **STOPP Rassismus** を設けています。相談は無料、秘密は厳守されます。個人面談、オンライン相談、または電話相談ができます。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselland.ch/ja/emergencies-and-counselling-services/counselling-services

ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス〔DV, Häusliche Gewalt〕（DV, Häusliche Gewalt）は禁止されており、刑法によって罰せられます。ドメスティック・バイオレンスの被害にあったときは助けを求めることが大切です。情報提供や助言、支援を行っている窓口は種々あります。相談は通常、秘密厳守で無料で行われています。必要に応じて、通訳を頼むこともできます。

緊急時

緊急時の支援については、こちらの詳細情報をご覧ください。

- 警察緊急通報（24時間）、電話 112 または 117, www.polizei.bl.ch
- 両バーゼル、フラウエンハウス（24時間）、電話 061 681 66 33, www.frauenhaus-basel.ch
- 医療救急センター（24時間）、電話 061 261 15 15, www.mnzbasel.ch
- バーゼルラント州立病院救急科〔Liestal, Laufen, Bruderholz〕24（Liestal, Laufen, Bruderholz〕24、24時間）、www.ksbl.ch/notfall
- バーゼルラント精神科（24時間）、電話 061 553 56 56, www.pbl.ch/notfall

ドメスティック・バイオレンスとは？

ドメスティック・バイオレンス〔DV, Häusliche Gewalt〕（DV, Häusliche Gewalt）とは、家族やパートナー間の暴力を指します。つまり、配偶者、交際相手、元交際相手との間の暴力です。同居しているかどうかは関係ありません。また、親子間や兄弟姉妹間の暴力もDVです。

DVには、身体的、心理的、性的、経済的な暴力など、さまざまな形態があります。例えば、絶えず侮辱する、他人との接触を禁じる、監禁する、突き飛ばしたり蹴ったりする、操る、性行為を強要する、金銭を取り上げる、言語を学ぶことを禁じる、子どもをおざなりにするなどのほか、脅迫もDVです〔DV〕。DVは禁止されています。

老若男女、スイスのパスポートを持つ人も持たない人も、裕福な家庭も貧しい家庭も、すべての人がDVの被害者となる可能性があります〔DV〕。DVの被害者は助けを求めることが大切です。

被害者相談窓口

秘密厳守、必要に応じて通訳を付けることもできます。

- 両バーゼル、オプファーヒルフェ、電話 061 205 09 10, www.opferhilfe-beiderbasel.ch
- オプファーヒルフェ、チャット相談、www.opferhilfe-beiderbasel.ch/chat
- 両バーゼル、フラウエンハウス（24時間）、電話 061 681 66 33, www.frauenhaus-basel.ch
- バーゼル地域メンナービューロー（男性用シェルター）、電話 061 691 02 02, www.mbrb.ch/beratung
- ダーゲボーテネハント（24時間）、電話 143, www.143.ch

DV加害者の方の支援

DV対策学習プログラムでは、参加者は暴力によらず争いに対処する方法を学ぶことができます。このプログラムは成人向けで、無料で行われています。

すぐに誰かに相談したい場合は、ダーゲボーテネ ハント Dargebotene Hand

（Dargebotene Hand ）に連絡（電話、テキストメッセージ、チャット E、Eメール）できます。夜間を含め、常時対応する人がいます。匿名でも連絡できます。

子ども

家庭で暴力を受けている子どもは、助けを必要としています。子どもがDVを経験すると、成長に悪影響を及ぼします。また、暴力が直接子どもに向けられていない場合も同様です DV。DVを受けている子どもは、教師、学校のソーシャルワーカー、両親の友人、隣人など、家族以外の人に相談することが大切です。

人知れず苦しんでいる子どももいれば、学校で問題を起こしたり、おねしょや頭痛、摂食・睡眠障害、他の子どもとうまく付き合えない、攻撃的といった症状を示す子どももいます。オプファーヒルフェ Opferhilfe （Opferhilfe ）では DV、DVを受けた子どもに助言をしています。また、青少年は昼夜を問わず、プロ ユーヴェントゥーテ Pro Juventute （Pro Juventute ）に電話（147）やSMS 、チャット E、Eメールで相談することもできます。専門家が相談内容を口外することはありません。耳を傾け、解決策を探る手助けをします。通話は無料、匿名でも相談できます。

性暴力

性的暴行は、パートナーや家族間でも起こります。性暴力はDVの一種で、訴えを起こさない場合でも、警察に通報できます。暴行を受けたら、医師の診断を受けることが重要です。バーゼルラント州立病院[Kantonsspital Baselland] (Kantonsspital Baselland) では、守秘義務を守り処置を行います。

- 医師は誰にも話しません。
- 暴力は記録されます。
- 書類は後で警察に提出できます。これは重要な証拠となります。
- 医師はオプファーhilfエ[Opferhilfe] (Opferhilfe) と連携できます。

暴行後から診察までの間に

- シャワーを浴びたり、体（手も）を洗ったりしないでください。
- 可能であれば、トイレに行かないでください。
- 衣服は洗わず、診察に持参してください。

警察への訴え

DVの中には自動的に警察が捜査を開始する犯罪がいくつかあります。そのため、警察に訴える前に、ぜひオプファーhilfエ[Opferhilfe] (Opferhilfe) に相談してください。そうすれば、よく考え、どんな方法があるかを知ったうえで、どうするかを決めることができます。警察は、性暴力の訴えについて経験があります。事情聴取は同性の担当者が行います。訴えは警察署に提出できます。信頼できる人やオプファーhilfエの専門家を同行することもできます。

居住権

結婚を理由にスイスに滞在している方がDVを受けた場合、状況に応じて、別居後もスイスに留まることができます。状況はそれぞれ異なるため、アドバイスを受けることが重要です。オプファーhilfエ[Opferhilfe] (Opferhilfe) が支援を行っており、相談は無料で秘密厳守です。

けがの写真[WhatsApp、WhatsAppやFacebookなどでの脅迫や侮辱のスクリーンショットなど、暴力の証拠があることが重要です。なお、証拠品は友人宅や職場などの安全な場所に保管してください。また、その暴力を知っている人が周囲にいる方が良いです。

ストーカー行為[Stalking] (Stalking) とは？

ストーカー行為とは、ストーカーされる人の意思に反する過度の監視、接触、尾行、嫌がらせを指します。例えば、大量のSMSやEメール、その他のメッセージを送信する、職場や自宅で待ち伏せする、迷惑電話、迷惑なプレゼント、相手の周囲を詮索するなどです。加害者は多くの場合、周囲の人（元パートナー）ですが、見知らぬ人であることもあります。

ストーカー行為を証明できることが重要です。例えば、個々のストーカー行為（プレゼント、メモ、電話など）を日記に残す、周囲に知らせる、メッセージ[WhatsApp]Facebook (WhatsApp]Facebook、Facebookなど)のスクリーンショット/写真を撮るなどです。

強制結婚とは？

家族からの圧力で、自分の意思に反して結婚することを強制結婚[Zwangsheirat]

(Zwangsheirat)と言います。このような婚姻関係は無効とされる場合があります。また、結婚するか別れるかは自由です。当事者が、本人の意思に反して結婚生活を続けることは、強制的な婚姻関係です。強制の例は、脅迫、恐喝、心理的圧力または身体的暴力などです。スイスでは、強制結婚や強制的な婚姻関係は禁止されています。

女子割礼とは？

女性の割礼[Mädchensbeschneidung FGM/FGC] (Mädchensbeschneidung FGM/FGC)では、女性器を切除します。これには、さまざまな形態と慣行があります。割礼された少女や女性の多くは、割礼により健康上および精神上的の苦痛を感じています。女子割礼は禁止されています。また、スイス国外で割礼を行った場合、親は訴追の対象となる可能性があります。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-baselland.ch/ja/emergencies-and-counselling-services/hausliche-gewalt